



決	校 長	教 頭	担当者	文書係
裁	箭野	上道		宮崎 4-4-21

公共高第480-2号

平成22年11月26日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部

支部長 中 澤 卓 史

(公印省略)

特定保健指導の実施について (通知)

日ごろから、当組合の事業運営等につきましてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導が各医療保険者において実施されているところです。当組合においても人間ドック事業における検診結果記録及び定期健康診断（労働安全衛生法、学校保健安全法その他の法令に基づき事業主又は学校設置者が実施する職員の健康診断）の検査結果記録を受け取る方法により特定健康診査を実施しているところですが、特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある組合員（生活習慣病のリスクが高い組合員）を対象として、下記のとおり特定保健指導を実施することとしました。

つきましては、対象となる組合員（職員）が特定保健指導を受ける際のサービスの取扱い等について、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いします。

なお、各市町村（学校組合）サービス担当課長に対して別添のとおりサービスの取扱いに係る協力依頼を行っていることを申し添えます。

記

1. 実施の方法

次の（1）及び（2）の方法により実施します。

- （1）当組合が平成22年度以降に実施した人間ドックの受診結果及び定期健康診断の健康診断記録を受領できた組合員（職員）のうち、所定の検査項目等について判定値を超える者の中から当組合が定める基準に基づき、特定保健指導を受けるために必要となる「特定保健指導利用券（以下「利用券」という。）」を実施日以降、該当者に交付する。

「利用券」の交付を受けた組合員（職員）は、同時に送付される案内等に添付さ

れている特定保健指導実施機関一覧表の中から受診を希望する実施機関を選択し、直接、特定保健指導の申込みを行う。

- (2) 実施日以降に四国中央病院（愛媛県四国中央市川之江町）で人間ドックを受診した組合員（職員）のうち、所定の検査項目等について判定値を超える者の中から当組合が定める基準に基づき、本人の意思を確認し、同意が得られた者に対して人間ドック受診終了時に引き続き特定保健指導を実施する。

2. 実 施 日

平成 22 年 12 月 13 日（月）

《 参考資料 》

「平成 22 年度厚生計画の策定及び実施に伴うサービスの取扱いについて（通知）」

・・・高知県教育長から各所属長に対する特定保健指導に係るサービスの取扱い通知

「特定保健指導の実施に係るサービスの取扱いについて（依頼）」

・・・当組合から任命権者に対するサービスの取扱いに係る協力依頼

【担 当】公立学校共済組合高知支部

福利班 竹口、大和

【TEL】(088)821-4755

【FAX】(088)872-1227



22 高総福第 216 号

平成 22 年 6 月 15 日

各 所 属 長 様

教 育 長

平成 22 年度厚生計画の策定及び実施に伴うサービスの取扱いについて（通知）

高知県教育委員会、公立学校共済組合高知支部及び高知県教職員互助会が実施する厚生事業に参加する職員のサービスの取扱いについては、平成 19 年度から、毎年度、厚生事業計画の策定及び事業ごとのサービスの取扱いを定め、通知することとしています。

つきましては、平成 22 年度について、別紙「22 年度 厚生計画」のとおり、地方公務員法第 42 条の規定による厚生事業及びそれ以外の事業の計画を策定し、そのサービスの取扱いは、公立学校共済組合高知支部及び高知県教職員互助会が実施する厚生事業計画とともに別表のとおりとしますので、「健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取扱いについて」（平成 16 年 4 月 30 日付け 16 高教政第 97 号教育長通知）と併せて、所属職員に周知するとともに、適正なサービス管理に努めてください。また、具体的な事務手続については、同通知を参照してください。

《参 照》

別添通知

- ・ 「健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取扱いについて」（平成 16 年 4 月 30 日付け 16 高教政第 97 号）
- ・ 「平成 22 年度における事業について」（平成 22 年 5 月 28 日付け公共高第 179 号・22 高教互第 16 号）

問い合わせ先

高知県教育委員会事務局総務福利課

○厚生計画について

職員厚生担当 谷

TEL：088-821-4905（内線 4905）

○サービスの取扱いについて

企画調整担当 渡邊

TEL：088-821-4721（内線 4721）

FAX：088-821-4725

別 表

事業名等	実施機関	サービスの取扱い 備 考
定期健康診断 ・一般検診 ・胸部X線検診 生活習慣病健康診断 ・消化器検診 ・子宮頸がん検診 ・乳腺健診	高知県教育委員会	職務※1
健康診断事後指導	高知県教育委員会	職務
メンタルヘルス研修	高知県教育委員会	職務
保健師、精神科医、産業 カウンセラーによる相談	高知県教育委員会	事案ごとに判断※2 本人が希望して受けるもの…年次有給休暇 総務福利課が本人に対し義務付けするもの…職務
退職手当説明会 (退職予定者説明会)	高知県教育委員会 公立学校共済組合高知支部 高知県教職員互助会	職務
人間ドック (1泊2日、1日)	公立学校共済組合高知支部	特別休暇※1
婦人検診 脳ドック	公立学校共済組合高知支部	「人間ドック」の扱いと同じ
過重勤務者検診	高知県教育委員会	「特殊健康診断」の扱いと同じ
採用時健診 特殊健康診断(VDTを含む)	高知県教育委員会	職務※1
健康管理講座 カルチャー教室 メンタルヘルス面接相談 四国中央病院メンタルヘルス相談 センター・メール相談	公立学校共済組合高知支部	年次有給休暇
骨粗しょう症検診	高知県教職員互助会	
特定健診	公立学校共済組合高知支部	職務※1 定期健康診断又は人間ドックの受診を特定健診の受診とする
特定保健指導	公立学校共済組合高知支部	職務専念義務の免除※1 定期健康診断又は人間ドックの再検査・精密検査の扱いと同じ

※ 1 「健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取扱いについて」(平成16年4月30日付け16高教政第97号教育長通知)による。

※ 2 事案ごとに判断してください。判断に迷う場合は総務福利課までご相談ください。

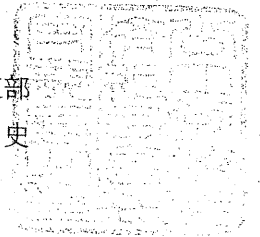


公共高第 479 号

平成 22 年 11 月 26 日

各市町村（学校組合）服務担当課長
高 知 県 行 政 管 理 課 長 様

公立学校共済組合高知支部
支部長 中 澤 卓 史



特定保健指導の実施に係る服務の取扱いについて（依頼）

日ごろから、当組合の事業運営等につきましてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、平成 20 年 4 月から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導が各医療保険者において実施されているところで、当組合においても人間ドック事業における検診結果記録及び定期健康診断（労働安全衛生法、学校保健安全法その他の法令に基づき事業主又は学校設置者が実施する職員の健康診断）の検査結果記録を受け取る方法により特定健康診査を実施しているところですが、特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある組合員（生活習慣病のリスクが高い組合員）を対象として、下記のとおり特定保健指導を実施することとしました。
つきましては、対象となる組合員（職員）が特定保健指導を受ける際の服務の取扱い等につきまして、所管する所属所に対して必要なご指導をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 実施の方法

次の（1）及び（2）の方法により実施します。

- （1）当組合が平成 22 年度以降に実施した人間ドックの受診結果及び定期健康診断の健診記録を受領できた組合員（職員）のうち、所定の検査項目等について判定値を超える者の中から当組合が定める基準に基づき、特定保健指導を受けるために必要となる「特定保健指導利用券（以下「利用券」という。）」を実施日以降、該当者に交付する。

「利用券」の交付を受けた組合員（職員）は、同時に送付される案内等に添付されている特定保健指導実施機関一覧表の中から受診を希望する実施機関を選択し、直接、特定保健指導の申込みを行う。

（２）実施日以降に四国中央病院（愛媛県四国中央市川之江町）で人間ドックを受診した組合員（職員）のうち、所定の検査項目等について判定値を超える者の中から当組合が定める基準に基づき、本人の意思を確認し、同意が得られた者に対して人間ドック受診終了時に引き続き特定保健指導を実施する。

２．実 施 日

平成 22 年 12 月 13 日（月）

《 参考資料 》

「平成 22 年度厚生計画の策定及び実施に伴うサービスの取扱いについて（通知）」

・・・高知県教育長から各所属長に対する特定保健指導に係るサービスの取扱い通知

「特定保健指導の実施について（通知）」

・・・当組合から各所属長に対する特定保健指導の実施通知

【担 当】公立学校共済組合高知支部

福利班 竹口、大和

【TEL】(088)821-4755

【FAX】(088)872-1227